

第4章 重点課題ごとの取組方針と 施策・事業の実施

ここでは、重点課題ごとの取組方針と実施していく具体的な165の施策・事業（うち、新規の施策・事業は49）を掲げています。新たに実施するものについては、計画期間中（平成18年度～20年度）に着実に実施するとともに、継続して実施するものについても内容等の充実を図ります。

【重点課題1】認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族の生活支援

取組方針

要援護高齢者及びその家族の自立した生活を支援するため、地域の特性を踏まえて、ニーズに対応した介護サービスを量と質の両面から確保するとともに、在宅生活を総合的に支援するという観点から、介護保険以外のサービスについても引き続き充実に努めます。

また、認知症高齢者が住み慣れた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、認知症についての正しい理解の普及、原因となる疾患の予防、早期発見・治療、相談体制の充実、認知症高齢者を介護する家族への支援、高齢者の権利擁護対策など多様な側面から取り組んでいきます。

【施策の体系】

施策・事業数 30(うち、新規9)

1 介護サービスの充実

【施設サービスの充実】

- 101 施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）の整備促進
- 102 小規模特別養護老人ホームの整備促進〔新規〕
- 103 個室・ユニットケアの推進〔新規〕
- 104 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者への重点化に対する取組〔新規〕
- 105 高齢者保健福祉施設における各種療法の推進

【居宅サービスの充実】

- 106 居宅サービスの整備促進
- 107 地域密着型サービスとの連携〔新規〕

2 介護保険以外の保健福祉サービスの充実

【入所施設の充実】

- 1 0 8 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（A型）の見直しに伴う円滑な移行支援〔新規〕
- 1 0 9 ケアハウスの整備促進
- 1 1 0 ケアハウスの介護機能の強化〔新規〕

【在宅保健福祉サービスの充実】

- 1 1 1 生活支援サービスの提供
- 1 1 2 難病のある高齢者への支援
- 1 1 3 精神疾患のある高齢者への支援
- 1 1 4 緊急時に対応するサービスの充実

【高齢者を介護する家族への支援】

- 1 1 5 家族への介護用品の給付，福祉用具の利用支援
- 1 1 6 家族への看護・介護方法の普及
- 1 1 7 家族の健康管理支援

3 認知症高齢者対策の推進

【認知症に関する正しい理解の普及】

- 1 1 8 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の実施〔新規〕
- 1 1 9 認知症介護の入門講座の実施
- 1 2 0 認知症高齢者グループホーム等に関する理解の普及

【認知症の原因となる疾患の予防や相談・診断体制の充実】

- 1 2 1 認知症の原因となる疾患の予防に関する知識の普及・啓発
- 1 2 2 認知症高齢者に係る医療体制の充実〔新規〕
- 1 2 3 認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施
- 1 2 4 専門機関による相談事業の充実

【関係機関の連携体制の確立】

- 1 2 5 関係機関等の連携体制の構築
- 1 2 6 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり

【権利擁護対策の推進】

- 1 2 7 権利擁護に関する制度の周知・広報
- 1 2 8 権利擁護相談事業の充実
- 1 2 9 地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の利用支援
- 1 3 0 高齢者虐待の防止〔新規〕

1 介護サービスの充実

(1) 施設サービスの充実

〔現況と課題〕

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の基盤整備については、第2期プランに基づき着実な推進を図ってきました。

〔特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の基盤整備の状況(平成18年度末)〕

	第2期プラン目標量	整備見込み	進捗率
特別養護老人ホーム	4,270人分	4,223人分	98.9%
介護老人保健施設	3,300人分	3,204人分	97.1%

「整備見込み」には、平成17年度に整備の予算化されたものを含む。

国から、介護保険3施設利用者の重度者への重点化として、平成26年度に入所施設利用者全体に対する要介護4及び5の割合を70%以上とすることや、介護保険3施設の個室・ユニットケア化の推進として、平成26年度に3施設全体に対する個室・ユニットケアの割合を50%以上(特別養護老人ホームについては70%以上)とする指針が示されました。

〔介護保険施設の個室の状況(平成18年度末)〕

	定員	個室	個室の割合
特別養護老人ホーム	4,223人分	1,095人分	25.9%
介護老人保健施設	3,204人分	498人分	15.5%
介護療養型医療施設	3,124人分	326人分	10.4%
合計	10,551人分	1,919人分	18.2%

平成17年度に整備の予算化されたものを含む。

介護老人保健施設の個室は短期入所として利用する場合がある。

介護療養型医療施設については平成17年12月末現在の状況。

〔今後の方向性〕

第3期プランで定めた目標量(「第5章 介護サービス量及び事業費の見込み」参照)に基づき、着実に基盤整備を図ります。

また、国の指針に基づき、重度者への重点化や個室・ユニット化の推進を図ります。

〔施策・事業〕

101 施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）の整備促進

特別養護老人ホームの新設整備については、社会福祉法人による個室・ユニットケア施設の整備を原則とし、本市の交付金も活用して整備を促進します。また、介護老人保健施設についても、個室・ユニットケアの整備を推奨します。両施設の整備に際しては、地域的なバランスを十分考慮します。

102 小規模特別養護老人ホームの整備促進〔新規〕

地域密着型サービスとして位置付けられた小規模特別養護老人ホーム(定員29人以下)については、社会福祉法人による個室・ユニットケア施設を原則とし、本市の交付金も活用して整備を促進します。

なお、当面の間、整備に当たっては、既存施設が個室・ユニットケア施設に改修する場合を優先します。

103 個室・ユニットケアの推進〔新規〕

新設整備については、個室・ユニットケア施設を原則とするほか、既存施設についても順次、個室・ユニットケア施設への改修を推進します。

また、利用者のその人らしい生活の尊重と継続を目指し、ユニットケアの取組への支援等によりサービス内容の向上を図ります。

104 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者への重点化に対する取組〔新規〕

入所の必要性の高い方が早期に入所できるよう、各施設に対し、特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用を指導します。また、重度者への重点化に関する対応を図るため、施設職員の技術向上を図ります。

105 高齢者保健福祉施設における各種療法の推進

音楽療法、園芸療法、アニマル・セラピー、学習療法等の有効な各種療法について、取組団体等の情報提供などにより高齢者保健福祉施設での実施を推進します。

(2) 居宅サービスの充実

〔現況と課題〕

介護保険制度が開始されてから、居宅サービス利用者の増加に伴い、介護サービス事業所も著しく増加し、在宅で生活する要支援・要介護者は概ね必要なサービスが利用できています。

今般の介護保険制度見直しの一つとして、新たに地域密着型サービスが創設されました。

〔今後の方向性〕

今後も居宅サービスを利用する要支援・要介護者の増加が見込まれることから、居宅サービス事業所の新規開所や事業規模の拡大によるサービス提供量の増加を図ります。また、身近な地域で提供されることが適当な地域密着型サービス事業所との連携を促進します。

〔施策・事業〕

106 居宅サービスの整備促進

デイサービスやショートステイ等の居宅サービスの基盤整備については、社会福祉法人等の民間による整備を原則とし、地域的なバランスを十分考慮して計画的に促進します。

なお、山間地域においては、通常の介護報酬では、居宅サービスが行き届かない場合があり、当該地域での居宅サービスの普及を図る観点から、サービス提供を行う事業者に対する支援を行います。

107 地域密着型サービスとの連携〔新規〕

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、居宅サービス事業所と小規模多機能型居宅介護拠点や認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス事業所との連携を促進します。

2 介護保険以外の保健福祉サービスの充実

(1) 入所施設の充実

〔現況と課題〕

現在、市内の養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス、A型）の設置状況は次のとおりです。

〔養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設置状況（平成17年度末）〕

	施設数	定員
養護老人ホーム	8施設	565人分
軽費老人ホーム（ケアハウス）	11施設	577人分
軽費老人ホーム（A型）	1施設	50人分

なお、ケアハウスのうち1施設が特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けています。

養護老人ホームについては、利用者の重度化に伴い、これまでの介護職員の配置では限界にあることなどから、今後、利用者への介護サービスの提供は外部の居宅サービスを利用する特定施設入居者生活介護を提供するなど、介護保険制度で対応するよう制度が改正されます。

また、軽費老人ホーム（ケアハウス）についても、特定施設入居者生活介護の新しいサービス提供形態として、外部の居宅サービス事業者に介護に関する業務を委託することができるようになります。

〔今後の方向性〕

養護老人ホームについては、特定施設入居者生活介護の事業者として適切なサービス提供ができるよう助言等を行っていくとともに、条件が整った施設から個室化に必要な改修を進めます。

また、ケアハウスの介護機能の強化を推進します。

〔施策・事業〕

108 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（A型）の見直しに伴う円滑な移行支援〔新規〕

今般の制度の見直しに伴い、運営法人及び京都市老人福祉施設協議会と連携し、本市における養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（A型）の将来像について引き続き検討します。また、養護老人ホームの個室化に必要な改修や運営上の指導・助言等の支援を行っていきます。

109 ケアハウスの整備促進

ケアハウスの新設整備については、社会福祉法人による整備を原則とし、本市の交付金も活用して整備を促進します。

なお、施設整備に際しては、他の高齢者の居住施設も含め、地域的なバランスを十分考慮して行っていきます。

110 ケアハウスの介護機能の強化〔新規〕

重度化するケアハウスの入居者への対策として、特定施設入居者生活介護の事業者指定の取得等、介護機能の強化を図ります。

(2) 在宅保健福祉サービスの充実

〔現況と課題〕

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、介護サービスとの連携を図りながら、在宅保健福祉サービスの充実を図ってきました。

今般の介護保険制度見直しの一つとして、これまでの老人保健事業（65歳以上）や介護予防・地域支え合い事業等を再編して、地域支援事業が創設されました。

〔主な在宅福祉サービスの実施状況〕

	15年度	16年度	17年度(見込み)
配食サービス(配食数)	330,359食	347,061食	365,000食
健康すこやか学級(箇所数)	133箇所	143箇所	150箇所
日常生活用具(給付件数)	1,216件	1,052件	1,272件
緊急通報システム(稼働数)	11,384台	11,704台	11,858台
緊急ショートステイ(日数)	9,914日	9,056日	9,400日

日常生活用具は、自動消火器、火災警報器、電磁調理器の給付件数

〔今後の方向性〕

これまで実施してきた事業及び平成18年度以降の新規事業のうち、趣旨に該当するものは地域支援事業として実施します。また、地域支援事業に移行しない事業についても、他の国庫補助金等も活用しながら継続して実施します。

〔施策・事業〕

111 生活支援サービスの提供

ますます増加するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を支援するため、心身の状況に応じて、配食サービスや入浴サービスの提供、日常生活用具の給付等の生活支援サービスを提供します。

112 難病のある高齢者への支援

保健所・支所で、難病のある高齢者に対して訪問相談を実施するとともに、ホームヘルパーの派遣や日常生活用具の給付等を行います。また、地域において専門医による医療相談を実施します。

113 精神疾患のある高齢者への支援

保健所・支所で、精神疾患のある高齢者に対して、精神保健福祉相談や訪問指導を行い、日常生活上の指導や適切な医療につなぐなど、専門的な立場から地域で安定した生活ができるよう支援します。

また、こころの健康増進センターにおいても精神科医や精神保健福祉相談員が相談に応じます。

114 緊急時に対応するサービスの充実

緊急通報システムを拡充するとともに、短期入所生活介護の利用が緊急に必要なときに利用できる短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）を実施します。

（3）高齢者を介護する家族への支援

〔現況と課題〕

高齢の家族が高齢者を介護する「老老介護」や介護期間の長期化等、介護する家族の苦労には並々ならないものがあります。こうした介護疲れから、家族関係の崩壊や被介護者への虐待につながることもあり、介護する家族への支援の充実が必要です。

〔主な家族支援サービスの実施状況〕

	15年度	16年度	17年度(見込み)
家族介護用品(利用者数)	1,845人	1,929人	1,854人
介護相談(長寿すこやかセンター)	406件	769件	662件
家族交流会(長寿すこやかセンター)	6回	12回	12回

〔今後の方向性〕

必要な介護サービスの提供のほか、家族への負担軽減策を充実するとともに、健康管理への支援も図っていきます。

〔施策・事業〕

115 家族への介護用品の給付，福祉用具の利用支援

在宅で重度の寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している低所得の家族を対象として、家族介護用品給付事業を実施します。

また、洛西ふれあいの里保養研修センターで実施している福祉用具の展示や利用に係る相談事業、長寿すこやかセンターで実施している自助具のフィッティングや改造に係る相談事業等により福祉用具の利用支援を図ります。

116 家族への看護・介護方法の普及

洛西ふれあいの里保養研修センターで、要介護高齢者を介護している家族向けの介護学習を開催するとともに、その学習内容の充実を図ります。

地域包括支援センターや長寿すこやかセンターでは、認知症高齢者を介護する家族を対象に、介護の心構えや適切な看護・介護方法の普及を図ります。

また、認知症の高齢者が短期入所生活介護を利用する際に、高齢者とその家族に適切な介護方法を検討・助言する認知症高齢者ホームケア促進事業を実施します。

117 家族の健康管理支援

在宅で介護する家族が主体的に健康管理できるよう、健康診査、健康教育、健康相談等を通じて、介護に伴う心身の疲労の軽減や腰痛・肩こりの予防等、健康の保持・増進に関する知識の普及・啓発等の必要な支援を行います。

また、呆け老人をかかえる家族の会と連携して、認知症を支える家族交流会や家族懇談会を実施し、地域社会における家族の孤立を防止するとともに、家族の精神的な負担を軽減します。

3 認知症高齢者対策の推進

(1) 認知症に関する正しい理解の普及

〔現況と課題〕

平成26年度における本市の認知症高齢者は、現在の1.5倍に当たる約3万6千人になる見込みです。ひとり暮らしの高齢者も急増していることから、今後の超高齢社会における認知症対策を推進するため、まず認知症に関する正しい理解の普及が必要です。

〔主な認知症高齢者対策の実施状況〕

	15年度	16年度	17年度(見込み)
徘徊高齢者あんしんサービス(利用者数)	89人	86人	94人
高齢者権利擁護相談	219件	862件	529件
介護入門講座(参加者数)	319名	452名	368名
成年後見セミナー(参加者数)	基礎講座 179名	120名	220名
	専門講座 248名	392名	245名

〔今後の方向性〕

認知症に関する知識や正しい理解の普及に努めるとともに、認知症高齢者や家族が地域社会から孤立しないよう啓発活動を進めます。

〔施策・事業〕

118 認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業の実施〔新規〕

「何もできない」「何もわからなくなる」といった認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けていくことができる地域づくりを推進するため、新たに、認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業(本市における「認知症サポーター100万人キャラバン事業」)を実施します。

119 認知症介護の入門講座の実施

長寿すこやかセンターで、認知症介護に関する基礎的な知識の普及を図るため、市民を対象とした認知症介護の入門講座を開催します。

120 認知症高齢者グループホーム等に関する理解の普及

積極的に基盤整備を図る認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護拠点等の地域密着型サービス，介護保険施設に対する市民の理解を深めるため，様々な機会を捉えて啓発します。

また，介護サービス事業者に対しては，地域社会の一員として，地域の活動に積極的に参加し，地域住民との連携を重視した運営について指導します。

(2) 認知症の原因となる疾患の予防や相談・診断体制の充実

〔現況と課題〕

保健所・支所で，認知症の原因の一つである脳血管疾患の予防につながる健康教育や，地域精神保健福祉活動として問題行動等のある認知症高齢者のいる世帯への訪問指導等を行っています。

また，在宅介護支援センターや長寿すこやかセンターのほか，精神保健福祉相談として，こころの健康増進センターにおいても認知症に関する専門的な相談を受け付けています。

〔今後の方向性〕

これまでの関係機関による相談体制に加え，新たに創設された地域包括支援センターに保健師等を配置し，より身近な地域で専門的な相談が受けられるよう体制の充実を図ります。

また，認知症の早期発見・早期診断のため，地域における認知症高齢者に係る医療体制の充実を図ります。

〔施策・事業〕

121 認知症の原因となる疾患の予防に関する知識の普及・啓発

保健所・支所で，認知症の原因の一つである動脈硬化症や脳卒中等の予防につながる健康教育を実施し，予防に関する知識の普及・啓発を図ります。

122 認知症高齢者に係る医療体制の充実〔新規〕

認知症患者の診療に習熟し，かかりつけ医への助言その他の支援を行い，専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより，認知症の発症初期から，状況に応じて，医療と介護が一体となった支援体制の構築を図ります。

1 2 3 認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施

保健所・支所で、地域精神保健福祉活動として問題行動等のある認知症高齢者がいる世帯を訪問し、適切な医療につなぐなど医療機関との連携を図り、必要な指導・助言を行います。

1 2 4 専門機関による相談事業の充実

長寿すこやかセンターやこころの健康増進センターとの密接な連携の下、地域包括支援センターで、保健師等による専門的な相談が受けられるよう体制の充実を図ります。

(3) 関係機関の連携体制の確立

〔現況と課題〕

長寿すこやかセンターは、認知症に関する専門的な相談、研究、研修や権利擁護事業等の多様な施策を総合的に推進していますが、今後、認知症高齢者が増加する中、更に、行政機関をはじめ、地域包括支援センターや介護サービス事業者等との連携を強化していく必要があります。

〔今後の方向性〕

保健、医療、福祉の関係機関等の連携をより強化していくため、長寿すこやかセンターの体制を充実し、新たに設置する地域包括支援センターとの連携を図ります。

また、地域包括支援センター等を核とした地域ケア会議（詳細は重点課題4「地域における総合的・継続的な支援体制の整備」参照）で、地域におすまいの認知症高齢者への対応についても協議します。

〔施策・事業〕

1 2 5 関係機関等の連携体制の構築

認知症高齢者への対応については、早期発見、早期治療から介護サービス等の生活支援まで、連続性のある体制が必要であり、長寿すこやかセンター、こころの健康増進センター、保健所、福祉事務所、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医等の医療機関、生活支援を行う介護サービス事業者が相互に連携する体制を構築します。

126 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり

徘徊高齢者あんしんサービス事業の実施とともに、京都府警察が実施している徘徊高齢者SOSネットワークに参加・協力し、地域の関係機関と協力して徘徊のある認知症高齢者の早期発見・保護や身元確認が円滑に行える体制づくりに取り組みます。

(4) 権利擁護対策の推進

〔現況と課題〕

認知症高齢者や自己の判断能力が十分でない高齢者が安心して地域社会で生活できるよう、こうした高齢者の権利や財産を守る権利擁護対策のための事業を実施しています。

近年、介護者の介護疲れ等による介護放棄や嫌がらせ、暴力行為等の様々な権利侵害が社会問題となっている中、平成18年4月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されます。

〔今後の方向性〕

現在実施している権利擁護のための事業と新たに設置する地域包括支援センターで行う権利擁護相談の連携体制を構築します。

また、高齢者への虐待防止のため、早期発見、早期対応する仕組みを構築します。

〔施策・事業〕

127 権利擁護に関する制度の周知・広報

高齢者の権利擁護に関する様々な制度が広く市民に理解され、その利用が促進されるよう、パンフレットやリーフレットを作成し、配布するなど、周知に努めます。

128 権利擁護相談事業の充実

権利擁護に関わる関係行政機関及び民間団体等で構成する京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議を運営します。また、長寿すこやかセンターの権利擁護相談員及び弁護士等による相談体制を充実し、権利侵害について関係機関と連携を図りながら解決に努めます。

129 地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の利用支援

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域で生活するうえで、必要な福祉

サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業について、事業を実施する京都市社会福祉協議会に支援を行い、同事業を推進します。

また、成年後見制度について普及・啓発に努めるとともに、長寿すこやかセンターで成年後見等を行う家族等への研修を実施します。

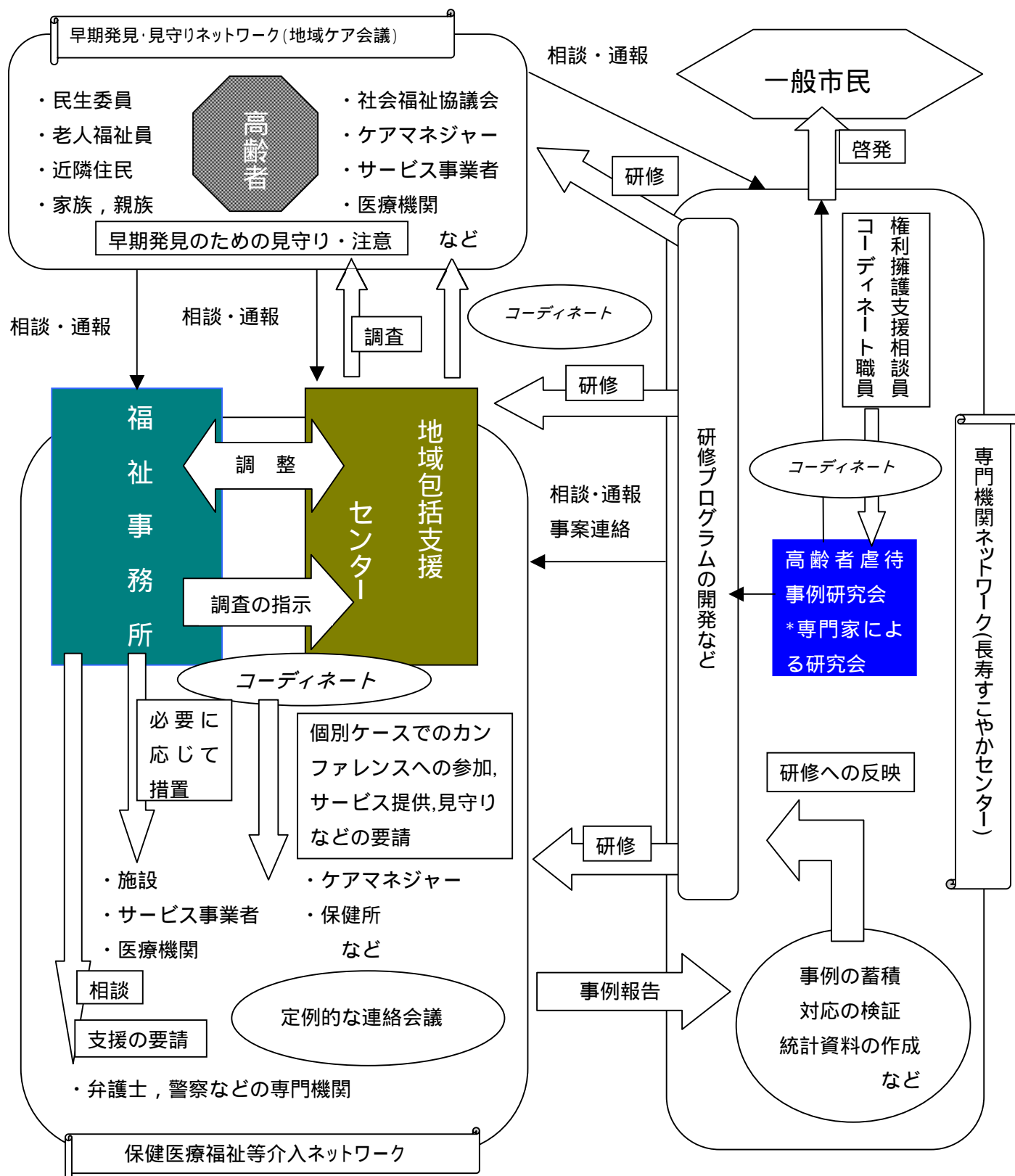
身寄りのない重度の認知症高齢者等に成年後見制度の利用が必要な場合には、市長による後見開始の申立てを行い、利用を促進するとともに、申立て費用、後见人報酬の負担が困難な方に対して費用の全額又は一部を助成します。

130 高齢者虐待の防止〔新規〕

平成17年度に実施した高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の施行を踏まえ、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター、医療機関や介護サービス事業者等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築し、高齢者への虐待を防止します。

また、虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の活用等により、高齢者の安全を確保します。

【高齢者虐待防止に係る体制のイメージ】





【重点課題2】総合的な介護予防の推進（予防重視型システムへの転換）

取組方針

高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、介護予防に関する知識・情報の普及と啓発に努めます。

また、地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメントの体制づくりを進めるとともに、介護予防事業対象者の把握や、対象者が個々の状況に応じて日常生活の中で自ら取り組めるようなサービス提供を行うなど、介護予防を総合的に推進していきます。

【施策の体系】

施策・事業数 33(うち、新規24)

1 地域包括支援センターを軸とした介護予防ケアマネジメント体制の構築

【地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営】

- 201 地域包括支援センターの設置と関係機関との連携〔新規〕
- 202 地域包括支援センター運営協議会による公正中立な運営のためのルールづくり〔新規〕
- 203 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組〔新規〕
- 204 地域包括支援センターへの支援体制の構築〔新規〕

【自立支援のための介護予防ケアマネジメント】

- 205 地域包括支援センターにおける自立支援のための介護予防ケアマネジメント〔新規〕
- 206 介護予防サービス事業者における自立支援のための取組〔新規〕

2 地域支援事業による介護予防サービスの提供

【介護予防特定高齢者施策の対象者の把握】

- 207 対象者の早期の把握〔新規〕
- 208 地域包括支援センターでの特定高齢者の確認〔新規〕

【介護予防特定高齢者に対する介護予防サービス(ハイリスクアプローチ)の提供】

- 209 地域介護予防推進事業における特定高齢者向け介護予防サービスの提供〔新規〕
- 210 すこやか生活支援介護予防事業の実施〔新規〕
- 211 いきいき筋力トレーニング教室の実施〔新規〕
- 212 高齢者低栄養相談の実施〔新規〕
- 213 口腔機能向上教室の実施〔新規〕
- 214 訪問型介護予防事業の実施〔新規〕

【介護予防一般高齢者施策(ポピュレーションアプローチ)の提供】

- 215 地域介護予防推進事業における一般高齢者向け介護予防サービスの提供〔新規〕
- 216 在宅高齢者機能回復訓練事業の実施
- 217 元気高齢者推進事業の実施〔新規〕
- 218 介護予防出前教室の実施
- 219 健康教育(介護予防講座)の実施
- 220 健康相談(生活機能相談)の実施
- 221 介護予防手帳の交付〔新規〕
- 222 高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の充実
- 223 栄養改善(高齢者栄養教室)の実施〔新規〕
- 224 健康すこやか学級の実施箇所数の拡大と事業内容の見直し
- 225 骨粗しょう症予防健康診査の実施
- 226 老人福祉センターにおける介護予防の取組
- 227 地域における自主的な取組への支援

【介護予防の評価】

- 228 介護予防評価事業による効果的な事業内容等の検証〔新規〕
- 229 有効な介護予防サービスの調査・研究〔新規〕

3 新予防給付による介護予防サービスの提供

- 230 新予防給付の利用者等への周知〔新規〕
- 231 新予防給付の開始に伴う円滑な認定審査の実施〔新規〕
- 232 新予防給付の提供〔新規〕
- 233 新予防給付の評価〔新規〕

1 地域包括支援センターを軸とした介護予防ケアマネジメント

体制の構築

(1) 地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営

〔現況と課題〕

概ね中学校区に1箇所設置している地域型在宅介護支援センターでは、福祉の専門職や看護師等の資格を有する相談員が在宅介護に関する相談を受け、各種サービスの紹介や利用申請手続を含む関係機関との連絡調整を行うほか、要介護状態になったり、状態が悪化しないよう介護予防プランを作成し、介護予防サービスの利用につなげています。

また、各福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置し、地域型在宅介護支援センターの統括・指導を行うとともに、地域の保健、医療、福祉の関係者の連携体制を築く取組を進めています。

なお、今般の介護保険制度見直しの一つとして、新たに地域包括支援センターが創設されました。

〔今後の方向性〕

介護予防サービスが必要な方に、その人に合った効果的なサービスが利用できるよう、早期に地域包括支援センターを軸とした介護予防ケアマネジメント体制を構築します。

〔施策・事業〕

201 地域包括支援センターの設置と関係機関との連携〔新規〕

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、地域包括支援センターを設置します。地域包括支援センターでは、担当する区域において、次の4つの事業を一体的に実施するとともに、地域を支える中核機関として地域住民のニーズに適切に対応します。また、事業の実施に当たっては、各職員が専門性を活かすとともに、チームアプローチによる高齢者への包括的な支援に取り組みます。

介護予防ケアマネジメント（保健師等を中心に対応）

新予防給付と介護予防事業（地域支援事業）のケアマネジメントを一体的に

実施し、要介護状態にならないための予防と要介護状態の悪化防止を図ります。

総合相談・支援（社会福祉士を中心に対応）

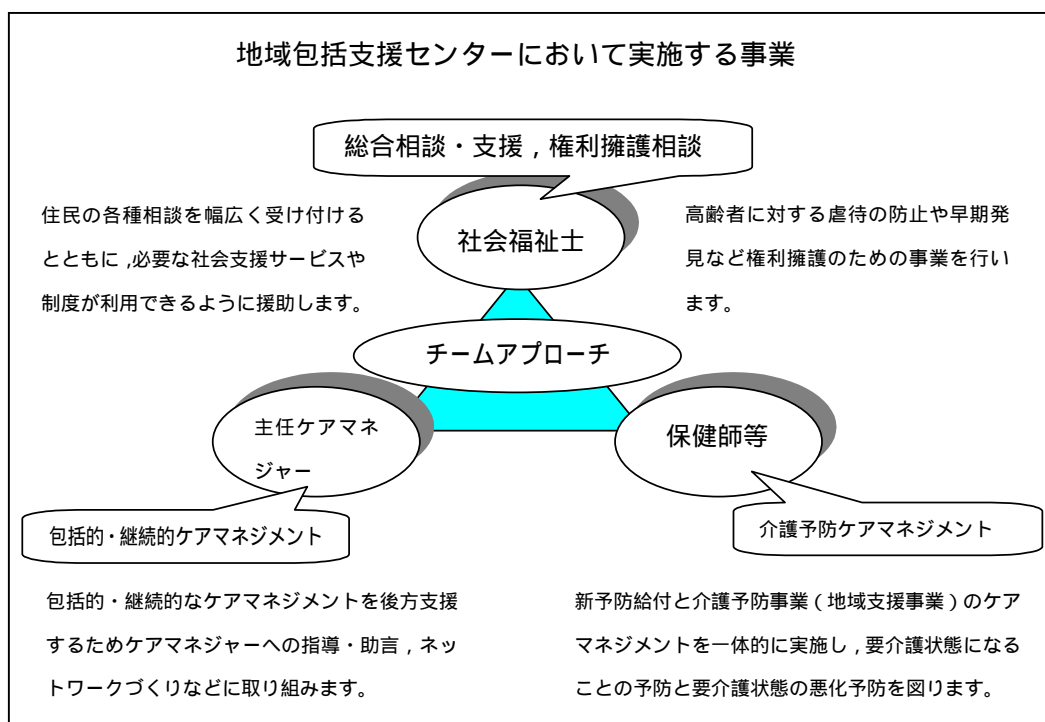
地域住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根に捉われない横断的・多面的な支援を行います。相談内容に応じて、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスが利用できるよう援助します。

権利擁護相談（社会福祉士を中心に対応）

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、その他の権利擁護のための事業を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント（主任ケアマネジャーを中心に対応）

高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した包括的・継続的なケアマネジメントを後方支援するため、ケアマネジャーの日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなどを行います。



設置箇所数については、人口2～3万人に1箇所を標準とする国の指標に基づき、市内に60箇所とします。また、運営については、これまで地域型在宅介護支援センターを運営してきた法人の中から、運営実績や日常生活圏域等を考慮して選定し、委託することにしました。

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターの担当を決め、地域ケア会議を開催するなど、地域の関係機関や社会資本等と連携した各事業を推進します。

202 地域包括支援センター運営協議会による公正中立な運営のためのルールづくり〔新規〕

公正中立な地域包括支援センターの運営のためのルールづくりや、センターが地域の中で円滑にその役割を果たしていけるよう、全市単位の協議の場として「京都市地域包括支援センター運営協議会」を設置します。本市では、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を運営協議会と位置付けます。

また、地域の固有の課題等について議論するため、福祉事務所単位の協議の場として、「区・支所地域包括支援センター運営協議会」を設置します。

203 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組〔新規〕

質の確保・向上のための取組として、地域包括支援センターの職員を対象とした実務者研修や、福祉事務所単位で職種ごとの実務者会議を開催します。

また、介護予防ケアマネジメントをはじめ、各事業が適切に実施できているかを確認するため、本市職員による運営指導を行います。

204 地域包括支援センターへの支援体制の構築〔新規〕

これまで福祉事務所が基幹型在宅介護支援センターとして、地域型在宅介護支援センターの統括・支援等の役割を担ってきましたが、引き続き、福祉事務所がリーダーシップを発揮し、自立支援に向けた効果的な介護予防サービスを提供できるよう、地域包括支援センターや介護予防サービス事業者に対し、助言・指導を行います。

また、本市が介護予防支援事業者として指定する地域包括支援センターに対しては、定期的に新予防給付のケアマネジメントの実施状況について報告を求めるとともに、本市職員による実地調査を行います。

(2) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント

〔現況と課題〕

保健所における各種保健事業、地域型在宅介護支援センターにおける介護予防プランの作成や介護予防ケアマネジメントを行ってきました。

しかし、介護予防サービスのメニューが限定される中、画一的なケアマネジメントとなり、必ずしも本人の生活機能の向上につながっていない面があります。

〔今後の方向性〕

地域包括支援センター等で行う介護予防ケアマネジメントでは、事前のアセスメントを通して、対象者の介護予防に関する理解を支援するとともに、その方の生活において、何ができたらいいか、自立支援のための具体的な目標を本人と共有し、意欲の向上を促進します。

〔施策・事業〕

205 地域包括支援センターにおける自立支援のための介護予防ケアマネジメント〔新規〕

地域包括支援センターで作成する介護予防ケアプランについては、対象者の個々の状態に応じ、自立支援のための具体的な目標を本人と共有して設定し、利用者の主体的なサービス利用を進めます。

206 介護予防サービス事業者における自立支援のための取組〔新規〕

介護予防サービス事業者は、事前のアセスメントを通じて、対象者の介護予防に関する理解を支援し、本人の自立支援のため、意欲の向上を促進します。

また、介護予防サービスの提供と事後のアセスメントを通じて、事業の実施効果（目標の達成度、本人の満足度等）の評価を行い、本人と共有します。一定期間のプログラムの終了後も本人の日常生活における介護予防の取組の継続、定着を支援します。

2 地域支援事業による介護予防サービスの提供

（1）介護予防特定高齢者施策の対象者の把握

〔現況と課題〕

保健所における各種保健事業や地域型在宅介護支援センター等への相談を通じ、要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者を介護予防サービスの利用につなげています。

しかし、保健事業に参加しない方や相談窓口まで連絡のない方にも、介護予防サービスを利用していれば、要介護状態になることや、その進行を防止できていた方が多いのではないかと考えられます。

〔今後の方向性〕

保健，医療，福祉及びその他の関係機関が連携し，要支援・要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者（特定高齢者）の実態を把握します。

また，既存事業の中で対象者を把握する仕組みや地域包括支援センターへの連絡体制を整備し，要介護状態になるおそれのある方の早期発見を図ります。

〔施策・事業〕

207 対象者の早期の把握〔新規〕

次の機会や連絡体制等を整備し，要支援・要介護状態となる可能性が高い方を早期に発見します。

基本健康診査（介護予防健診）における生活機能のチェック

生活機能に関するチェックを基本健康診査（介護予防健診）に併せて実施し，対象者を把握します。

保健事業における把握

保健所で実施している健康相談（生活機能相談），介護予防訪問指導，成人・妊婦歯科健診相談指導（口腔機能相談）の中で対象者を把握します。

福祉サービスにおける把握

高齢者福祉に関する相談をはじめ，各種福祉サービスの提供の中で対象者を把握します。

関係機関からの情報による把握

地域で活動している民生委員・児童委員や老人福祉員，学区社会福祉協議会等の関係機関や医療機関等からの情報により対象者を把握します。

介護予防に関する普及・啓発を行う場での把握

介護予防に関する普及・啓発を行う様々な場で対象者を把握します。

本人，家族，地域住民等からの情報による把握

本人や家族，地域住民等からの情報により対象者を把握します。

要介護（要支援）認定による把握

要介護（要支援）認定により非該当（自立）と判定された方の中から対象者

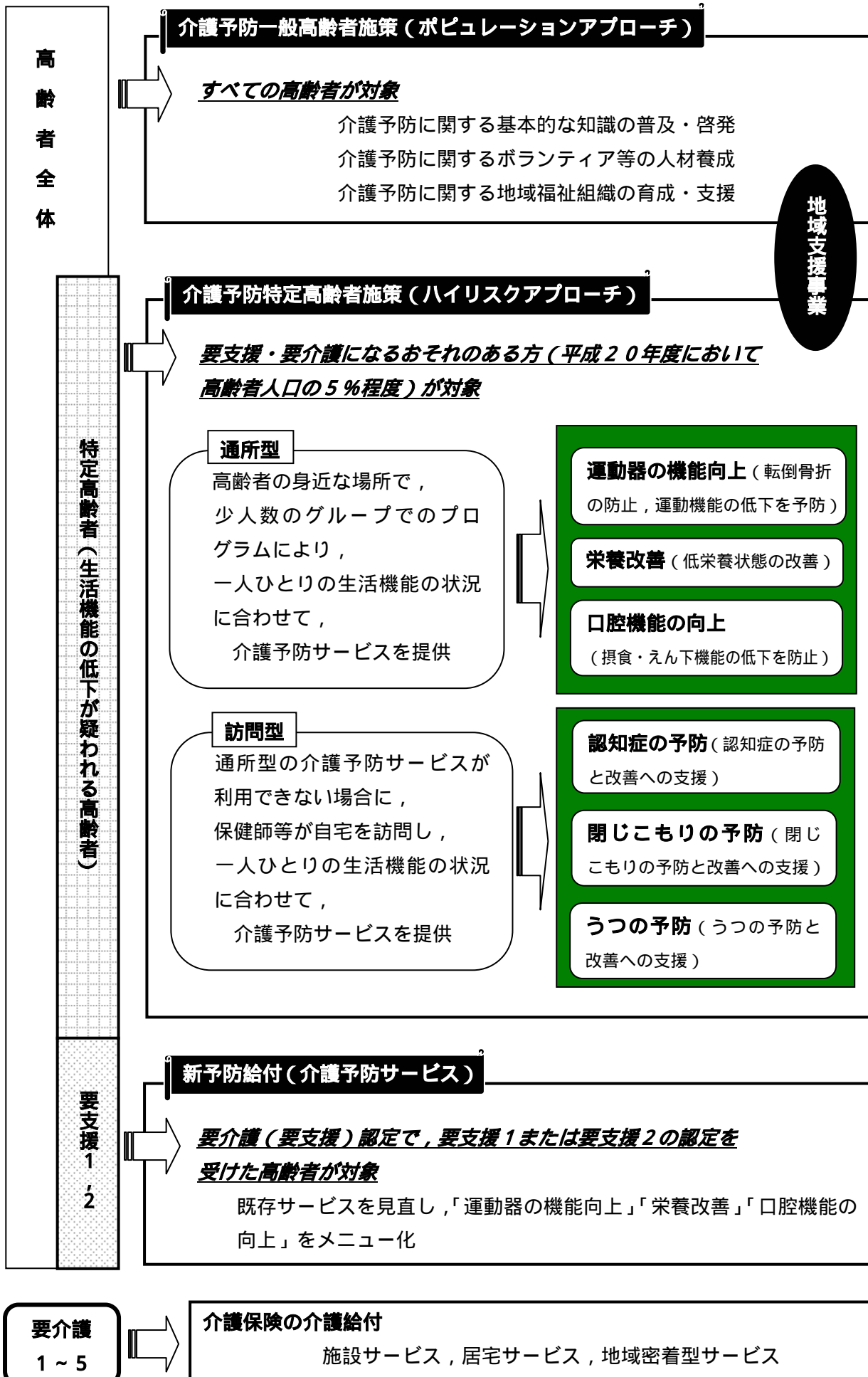
を把握します。

なお、対象者の把握に当たっては、誰でも簡単にチェックできるよう基本チェックリストを作成し、市民や関係者に配布します。

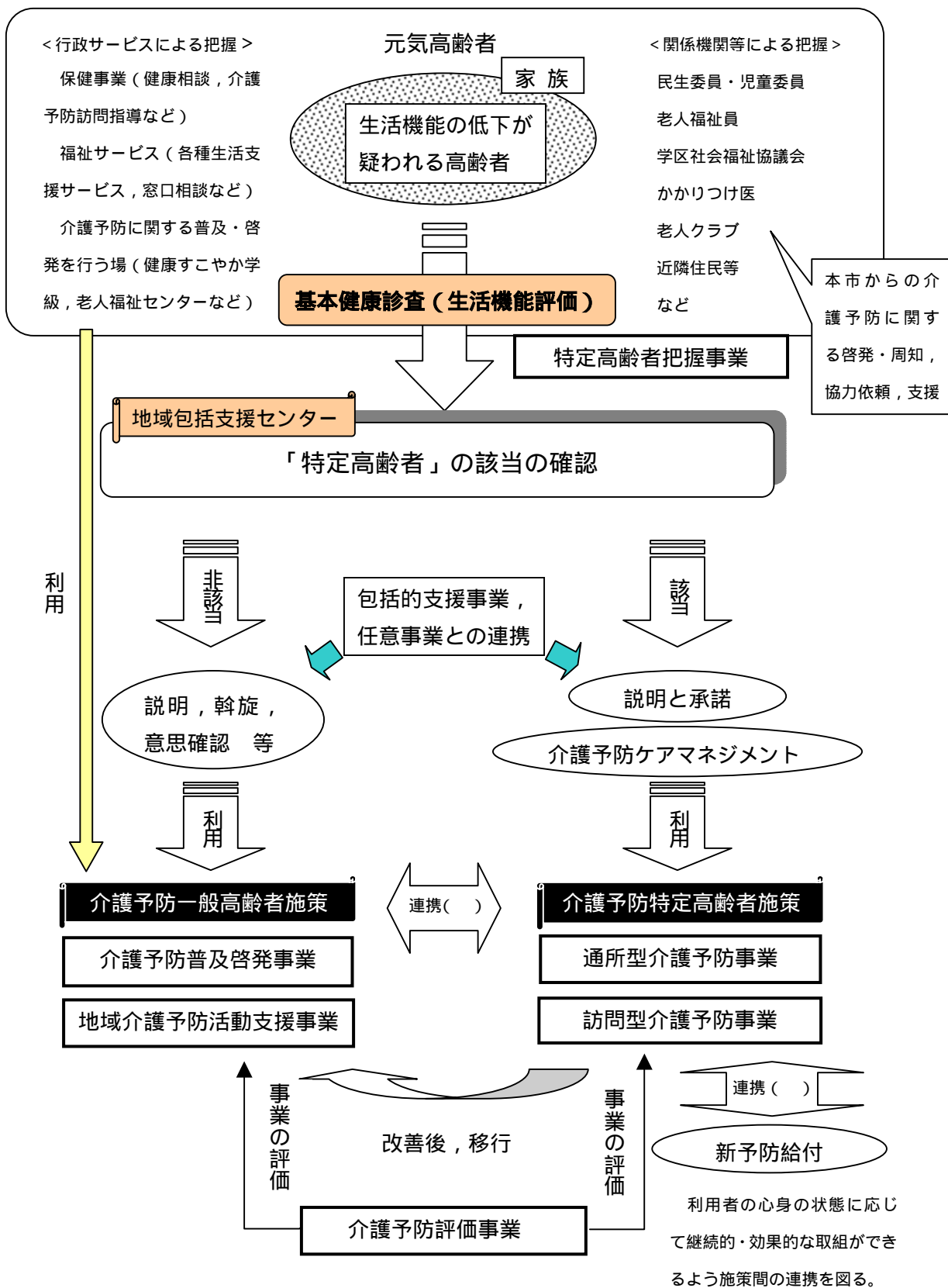
208 地域包括支援センターでの特定高齢者の確認〔新規〕

対象者の把握後、その情報は地域包括支援センターに集約され、センターによる相談対応等を通じて、介護予防特定高齢者施策の対象者である特定高齢者の確認を行います。

【総合的な介護予防サービスの提供】



【介護予防事業（地域支援事業）の流れ】



(2) 介護予防特定高齢者に対する介護予防サービス(ハイリスクアプローチ)の提供

〔現況と課題〕

これまでから各種の介護予防サービスを提供してきましたが、量的な不足とともに、その効果の検証が不十分な状況があります。

〔主な介護予防サービスの実施状況〕

	15年度	16年度	17年度(見込み)
地域出張型介護予防教室	155回	177回	230回
転倒予防教室(参加者数)	-	313人	435人
高齢者筋力トレーニング普及推進 ボランティア養成講座(養成者数)	-	59人	120人
ボランティア活動状況(普及延人数)	-	2,089人	9,800人
すこやかホームヘルプサービス	4,016回	4,625回	5,827回
すこやかショートステイ	356日	191日	170日

〔今後の方向性〕

介護予防に効果があるとされている、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上をはじめ、閉じこもり、認知症、うつ予防を取り入れた事業内容とし、サービス量も大幅に増加して提供します。

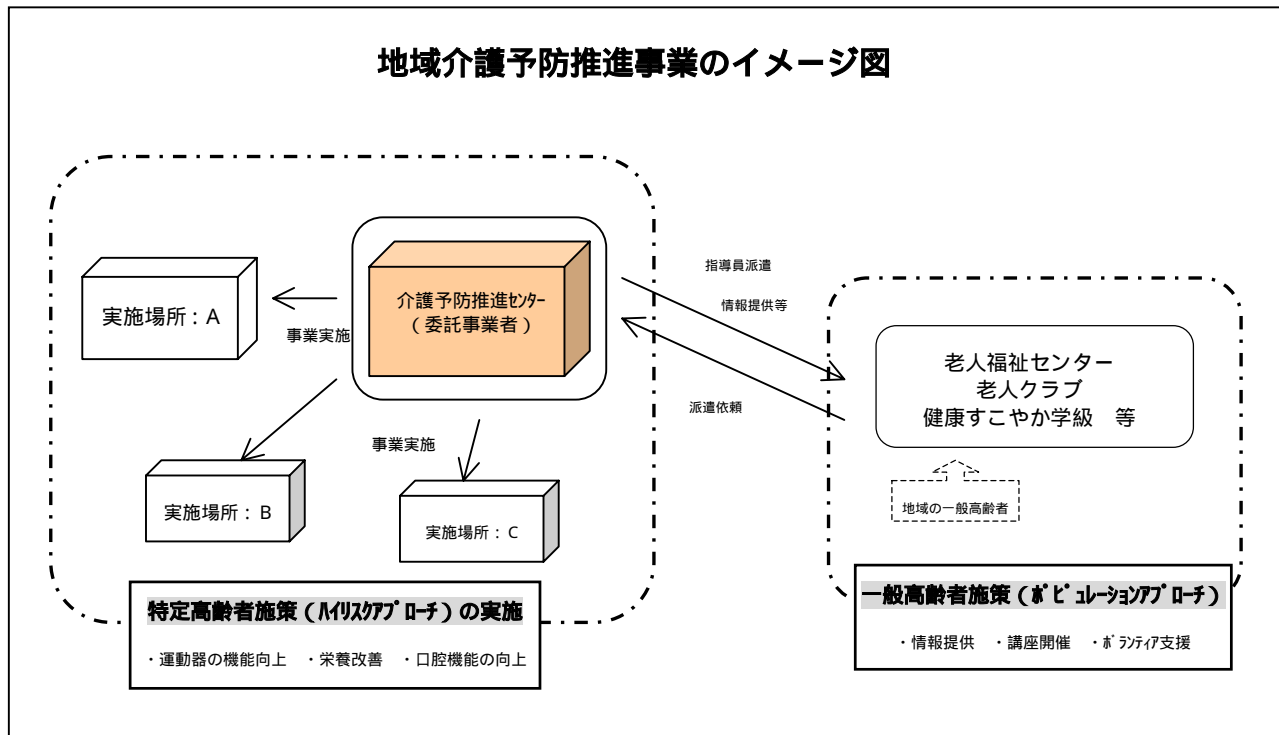
〔施策・事業〕

209 地域介護予防推進事業における特定高齢者向け介護予防サービスの提供〔新規〕

介護予防事業の中心となる各区介護予防推進センター(仮称)において、特定高齢者向けの介護予防サービスを提供するとともに、センター職員が老人福祉センター等に出張してサービスを提供します。

210 すこやか生活支援介護予防事業の実施〔新規〕

これまで実施してきた高齢者すこやか生活支援事業を再編するとともに、身近な場所で介護予防サービスが利用できるよう、通所サービス事業所等で地域支援事業の介護予防サービスを提供します。



2 1 1 いきいき筋力トレーニング教室の実施〔新規〕

運動器の機能を向上するための教室（筋力トレーニング等）を保健所・支所，健康増進センター等において行います。

2 1 2 高齢者低栄養相談の実施〔新規〕

低栄養状態を改善するための個別的な相談や集団的な教育を行います。

2 1 3 口腔機能向上教室の実施〔新規〕

口腔機能の向上のための教育や摂食・嚥下機能に関する訓練指導等を行います。

2 1 4 訪問型介護予防事業の実施〔新規〕

閉じこもり，認知症，うつ等の状態やそのおそれがあり，通所型の介護予防事業の利用が困難な高齢者を対象として，保健師等がその方の自宅等を訪問し，生活機能に合わせた必要な相談・指導を行います。

(3) 介護予防一般高齢者施策（ポピュレーションアプローチ）の提供

地域支援事業として実施しない施策・事業も一部含んでいます。

〔現況と課題〕

高齢者一人ひとりが、介護予防への取組の必要性や重要性を理解し、日常生活の中で積極的な介護予防活動を行っていくよう、各種保健福祉事業等を通じて普及・啓発を図っています。

〔今後の方向性〕

地域全体で介護予防に関する知識とその重要性についての認識を共有し、高齢者の自主的な介護予防への取組を支援する環境づくりを行います。

〔施策・事業〕

215 地域介護予防推進事業における一般高齢者向け介護予防サービスの提供〔新規〕

介護予防事業の中心となる各区介護予防推進センター（仮称）で、介護予防に関する知識や家庭でも簡易にできる介護予防の取組等の普及・啓発を目的として、一般高齢者向けの介護予防サービスを提供します。また、センター職員が健康すこやか学級、老人福祉センター、老人クラブ活動の場等、高齢者が集う身近な場所に出張してサービスを提供します。

216 在宅高齢者機能回復訓練事業の実施

長寿すこやかセンターで、高齢者の介護予防や健康づくりを進める在宅高齢者機能回復訓練事業（介護予防のための体操教室）を実施します。

217 元気高齢者推進事業の実施〔新規〕

市民検診会場等の高齢者の集まる保健事業において、介護予防に必要な情報を発信するコーナーを設置し、簡易な筋力測定等を実施することで、介護予防の意識の向上と普及・啓発を図ります。

218 介護予防出前教室の実施

保健師等が高齢者の身近な地域に出向き、介護予防の知識や技術を普及するための健康教育を実施します。

219 健康教育（介護予防講座）の実施

保健所・支所において、高齢者が自主的に介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発を行います。

2 2 0 健康相談（生活機能相談）の実施

保健所・支所において、生活機能の低下を予防するなど、介護予防に必要な助言や指導を個別に行います。

2 2 1 介護予防手帳の交付〔新規〕

地域支援事業の利用者等に対して、介護予防の知識・情報、各利用者の介護予防事業の利用記録等を記載する手帳を交付します。

2 2 2 高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の充実

健康増進センターにおいて、高齢者が転倒による骨折等で要介護状態になることを予防するなど健康増進の運動プログラム「京（きょう）から始めるいきいき筋力トレーニング」と介護予防知識の普及推進を地域において実践するボランティアを養成するとともに、ボランティアの資質向上を図り、円滑に活動できるよう支援します。

2 2 3 栄養改善（高齢者栄養教室）の実施〔新規〕

保健所・支所において、食習慣の見直しと改善及び低栄養状態の早期発見のため、食事づくりの自立や仲間づくりなどの支援を行います。

2 2 4 健康すこやか学級の実施箇所数の拡大と事業内容の見直し

要介護状態への進行の予防、社会参加の促進や閉じこもりの防止を目的に、学校の余裕教室等を活用して、健康状態の確認やレクリエーション等のサービスを提供している健康すこやか学級について、実施箇所数の拡大を図ります。また、事業内容をより介護予防に効果のあるものに見直します。

2 2 5 骨粗しょう症予防健康診査の実施

骨粗しょう症は、要介護状態となる原因の一つである骨折の基礎疾患であるとともに、腰痛や脊椎変形の原因にもなることから、高齢者の自立した生活を維持できるよう保健所・支所や健康増進センターにおいて、骨粗しょう症予防健康診査を実施します。

2 2 6 老人福祉センターにおける介護予防の取組

老人福祉センターでは、高齢者向けの生活健康講座や相談、高齢者向けのニュースポーツの普及促進活動に取り組んでおり、引き続き、介護予防につながる内容を重視した取組を進めます。

227 地域における自主的な取組への支援

地域住民，関係機関等が虚弱高齢者の把握や介護予防プログラムへの積極的な参加を促進できるよう地域における自主的な取組を支援します。

(4) 介護予防の評価

〔現況と課題〕

わが国では介護予防サービス利用後の効果等の検証は確立されておらず，本市でも実施できていないのが現状です。

〔今後の方向性〕

予防重視型システムへ転換を図るためには，介護予防サービスの利用効果の検証は必須であり，介護予防サービス事業者を対象とした評価事業を新たに実施します。また，より効果的なサービス内容となるよう不断の見直しも行っていきます。

〔施策・事業〕

228 介護予防評価事業による効果的な事業内容等の検証〔新規〕

介護予防評価事業を新たに実施し，介護予防サービス事業全体として効果的な内容であるか等の検証を行っていきます。

229 有効な介護予防サービスの調査・研究〔新規〕

介護予防評価事業の実施や他の市町村で実施している介護予防サービスの調査を通じて，有効な介護予防サービスについて研究し，積極的に取り入れていきます。

3 新予防給付による介護予防サービスの提供

〔現況と課題〕

要支援者に対する予防給付は，サービスの内容において介護給付との違いが明確でなく，必ずしも状態の改善，あるいは悪化防止に役立っていないという指摘があります。このため，軽度者に対する保険給付について，サービス内容やケアマネジメント体制を見直し，新たな予防給付として再編されることになりました。

〔今後の方向性〕

新予防給付の実施に当たっては、利用者の目標を明確にしたうえで、目標達成のために適切なサービスを提供し、その効果を評価することが重要です。

本市では、利用者に対し、予防の取組の周知に努めるほか、新予防給付のケアマネジメントを行う地域包括支援センターに対し、指導・助言を行うとともに、予防効果に係る調査・評価を行っていきます。

〔施策・事業〕

230 新予防給付の利用者等への周知〔新規〕

要支援と認定された場合のサービス利用について、利用者が不安を抱くことがないように、各種広報媒体や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等を通じ、サービス内容等のきめ細かな周知に努めます。

また、介護保険制度の基本理念である自立支援という観点から、新予防給付の意義や必要性等について、市民啓発を行います。

231 新予防給付の開始に伴う円滑な認定審査の実施〔新規〕

新予防給付対象者の認定を行う要支援認定については、介護認定審査会委員の研修等を行い、適正な審査判定の確保に努めます。

232 新予防給付の提供〔新規〕

介護予防サービス事業者の指定は都道府県により行われますが、本市においても、必要に応じ、通所介護及び通所リハビリテーション事業所に対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上の新メニュー導入への働きかけを行います。また、利用者が自分に合った介護予防サービスを選択できるよう、介護予防サービス事業者の指定状況や提供されるサービス内容について、積極的に情報提供を行います。

233 新予防給付の評価〔新規〕

介護予防サービスの提供後、地域包括支援センターにおいて効果の評価を行うこととされています。

本市では、地域包括支援センターからの報告及び介護予防サービス事業者や利用者に対する調査の実施等により、介護予防効果の検証を行います。

【重点課題3】健康増進・生きがいつくりの推進

取組方針

市民が、家庭や地域において、心身ともに健やかに高齢期を過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりを支援します。

また、高齢者が知識や経験、特技等を活かしながら、意欲や関心をもって社会活動に参加し、生きがいを感じることができるよう、地域の資源を活用した多様な活動の場づくり、情報提供の充実に取り組んでいきます。

【施策の体系】

施策・事業数 25(うち、新規2)

1 主体的な健康づくりの推進

【疾病の予防と健康づくり対策】

- 301 保健所・支所での生活習慣病等を予防する施策の充実
- 302 栄養改善施策の実施
- 303 歯の健康づくり施策の実施
- 304 こころの健康づくり施策の実施

【健康づくりを支援する環境づくり】

- 305 「京都市民健康づくりプラン」の推進
- 306 保健所機能の充実
- 307 健康増進センターの機能の充実
- 308 健康づくりに関する調査・研究
- 309 保健・医療分野における人材の資質向上と育成
- 310 地域での自主的活動の支援

2 多様な生きがいづくりの推進

【高齢者の活動の場と情報提供の充実】

- 3 1 1 「京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進
- 3 1 2 社会参加促進に向けた啓発・支援
- 3 1 3 老人クラブ活動の活性化
- 3 1 4 身近な地域での活動の場の提供
- 3 1 5 保養の場等の提供
- 3 1 6 生涯学習の場の提供
- 3 1 7 生涯学習コーディネーター養成講座の充実
- 3 1 8 シルバー人材センターへの支援
- 3 1 9 自主的グループの活動支援と情報提供
- 3 2 0 新しい生きがいづくり支援策の調査・研究〔新規〕

【生涯現役で社会貢献できる環境づくり】

- 3 2 1 老人クラブによる友愛訪問への支援
- 3 2 2 高齢者のボランティア活動の推進
- 3 2 3 企業退職者等を活用した産業支援人材事業の充実
- 3 2 4 高齢者への起業化支援体制の整備
- 3 2 5 はつらつ高齢者まちづくり支援事業の創設〔新規〕

1 主体的な健康づくりの推進

(1) 疾病の予防と健康づくり対策

〔現況と課題〕

市民の生涯を通じた心身の健康の保持・増進に向け、保健所・支所、健康増進センター、こころの健康増進センターを心身の健康づくりの拠点として、健康の保持・増進、疾病の予防、早期発見、早期治療のため、老人保健事業をはじめ各種保健事業を総合的に実施しています。

高齢期においても心身ともに健やかな生活を送るためには、一人ひとりが健康への目標を持ち、壮年期から主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。

〔老人保健事業の実施状況〕

		15年度	16年度	17年度(見込み)
健康 教育	個別(被指導人数)	332人	341人	280人
	集団(実施回数)	262回	202回	190回
健康相談(実施回数)		752回	751回	750回
基本健康診査(受診率)		43.8%	43.1%	45.8%
機能訓練(参加延人数)		2,471人		
訪問指導(指導延人数)		3,081人	2,686人	2,100人

対象者は40歳以上の者。

機能訓練教室は平成15年度で終了し、16年度からは介護予防に重点を置いた転倒予防教室として実施。

〔今後の方向性〕

生活習慣病対策は、健康寿命の延伸、生活の質の向上、更には介護予防の観点から非常に重要です。市民の健康づくりに対する意識の高まりを具体的な行動変容に結びつけるために、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)()の新たな考え方を基に、予防の重要性に対する理解の促進を一層推進します。

老人保健事業のうち基本健康診査、健康手帳の交付を除き、65歳以上の方を対象とした介護予防に資する事業については、地域支援事業として実施します。老人保健事業と地域支援事業の連続した実施により生涯を通じた健康づくりを推進します。

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム): 内臓脂肪の蓄積が糖尿病、高血

圧症，高脂血症の発生に深く関係し，これらの重複が多いほど心疾患や脳血管疾患の発症リスクが高くなることをいいます。

〔老人保健サービスの見込み量〕

		平成 20 年度の見込み量	
健康 教育	個別	被指導人数	350 人
	集団	実施回数	112 回
健康相談		実施回数	728 回
基本健康診査		受診率	50%
訪問指導		指導延人数	1,500 人

「健康教育」，「健康相談」，「訪問指導」については，65 歳以上の者を含まない。

〔施策・事業〕

301 保健所・支所での生活習慣病等を予防する施策の充実

すべての市民が心身ともに健やかにらせるまち京都をめざした「京都市民健康づくりプラン」（平成 14 年 3 月策定）に基づき，生活習慣の見直しと改善のため，保健所・支所で生活習慣病等を予防する施策の充実に努めます。

健康手帳の交付

健康診査や治療等の記録，生活習慣病等の予防に関する事項を記入する健康手帳を交付し，健康に関する自己管理を促進します。

健康相談の実施

家庭における健康管理に役立てるため，医師等が健康に関する個別の相談に応じて必要な指導・助言を行います。

健康診査の実施

生活習慣の危険因子を把握するとともに疾病を早期に把握し，健康管理に役立てるため基本健康診査や各種がん検診（胃がん，肺がん，大腸がん，乳がん，子宮がん）を実施します。

健康教育の実施

疾病の予防や健康に関する正しい知識を普及し，健康づくりへの意識を高め

るために、集団的な健康教育に加えて、糖尿病、高血圧症、高脂血症のハイリスク者や喫煙者に対して個人の状態に応じた個別健康教育を実施します。

訪問指導の実施

生活習慣病を予防するため、基本健康診査の結果、日常の健康管理や生活習慣の見直しと改善が必要な方に対して、保健師等による訪問指導を実施します。

302 栄養改善施策の実施

生涯を通じた健康づくりや生活習慣病予防を目的に、栄養・食生活に関して相談指導を実施するほか、健康教育での講話・調理実習等や栄養教室を通じて、正しい知識の普及・啓発を行います。

303 歯の健康づくり施策の実施

歯の健康を保つためには、日常の自己管理に加えて定期的な健診が重要です。

「6024運動（60歳になっても自分の歯を24本持つ）」や「8020運動（80歳になっても自分の歯を20本持つ）」の実現のため、歯科医師等による歯科健診・指導を行う成人・妊婦健診相談指導、歯周疾患予防健診を実施します。

304 こころの健康づくり施策の実施

心身の疲労、悩み等からくるストレスを軽減し、うつ病等のこころの病気を予防していきいきとした生活が送れるよう、保健所・支所やこころの健康増進センターにおいて、精神保健福祉相談で個別の相談に応じるとともに、こころの健康づくりについて正しい知識の普及・啓発に努めます。

(2) 健康づくりを支援する環境づくり

〔現況と課題〕

健康づくりのためには、自らの改善する努力と、健康づくりを支援するための環境づくりが必要です。

〔今後の方向性〕

一人ひとりが健康づくりへの意欲を高め、主体的な健康づくりが進められるよう、行政、地域、企業、医療保険者、保健医療機関等が有機的な連携を図ります。

また、効果的な保健サービスを提供するために、健康づくりの拠点である保健所及び健康増進センターの機能を充実します。

〔施策・事業〕

305 「京都市民健康づくりプラン」の推進

行政，地域，保育教育機関，企業，医療保険者，保健医療機関，マスメディア等市民の健康づくりを支援する関係者，関係機関・団体から構成される「京都市民健康づくり推進会議」を運営し，「京都市民健康づくりプラン」の推進方策を具体的に検討するとともに進捗状況の把握や評価を行い，市民健康づくり運動を展開します。

また，健康づくり情報誌「ヘルスガイドポスト」を定期的に発行するなど健康に関する正しい情報提供に努めます。

306 保健所機能の充実

各区に設置している保健所は，公衆衛生の専門的な知識，技術を提供する拠点であるとともに健康相談，健康診査，健康教育など保健サービスの実施機関です。

今後，市民の安心安全を守るために感染症対策をはじめとした健康危機管理の機能をより強化します。

また，地域の健康課題に応じた保健施策の展開を図るための保健，医療等に関する情報の収集，分析，市民への健康情報や保健事業の情報提供，衛生公害研究所，健康増進センター，こころの健康増進センターとの連携により質の高い保健サービスが提供できるように努めます。

307 健康増進センターの機能の充実

体力や年齢に関係なく市民の誰もが，安心して安全に健康づくりができるよう，医師・健康運動指導士等の専門家による様々な健康づくり事業を展開します。また，高齢者や低体力の方が利用することに適した「油圧式筋力トレーニングマシン」を活用した，個別の運動プログラムにより効果的な指導を実施します。

308 健康づくりに関する調査・研究

健康づくりに関する研究や普及に対する助成など市民の健康づくりの調査・研究を支援します。

309 保健・医療分野における人材の資質向上と育成

保健・医療の専門知識や技術の習得のため，研修会の実施や調査研究への参画により保健サービスを提供する職員の資質向上に努めます。また，保健医療分野における専門職の養成施設からの保健所実習を受け入れ，人材育成に寄与します。

310 地域での自主的活動の支援

各種保健事業の参加者や地域での自主的なグループ等を対象として、衛生教育を実施するなど、地域で自主的に健康づくり活動を進めるグループの育成・支援を行います。

2 多様な生きがいがづくりの推進

(1) 高齢者の活動の場と情報提供の充実

〔現況と課題〕

平成19年から、いわゆる団塊の世代の方が60歳になります。豊富な知識・経験を持ち、多種多様な意識や趣向を持つ方がますます増えていくと思われ、高齢期の社会参加や生きがいがづくりの在り方について検討していく必要があります。

〔生きがいがづくり関連施設の設置状況（平成17年度末）〕

	施設数
老人福祉センター	17箇所
老人クラブハウス	122箇所
老人いこいの家	7箇所
老人保養センター	1箇所
久多いきいきセンター	1箇所
京都市洛西ふれあいの里保養研修センター	1箇所
ひと・まち交流館京都	1箇所
老人園芸ひろば	15箇所

〔主な生きがいがづくり支援サービスの実施状況〕

	15年度	16年度	17年度(見込み)
老人クラブ補助(クラブ数)	1,253クラブ	1,231クラブ	1,201クラブ
シルバー人材センター(会員数)	4,107人	4,363人	4,619人
敬老乗車証(交付数)	151,185枚	144,448枚	118,923枚
全国健康福祉祭(派遣参加者数)	164人	183人	167人
市民すこやかフェア(来場者数)	17,000人	17,300人	17,200人
高齢者サークル情報提供システム(登録数)	120件	156件	219件

〔今後の方向性〕

高齢者が生きがいを感じる社会参加を促進するため、高齢者の多様性・自主性を尊重し、これまでから実施している事業については、参加者のニーズに応じた内容の見直しや事業の活性化を促進するとともに、自主的グループの活動の立ち上げや活動内容に関する情報提供等の充実を図り、社会参加のきっかけづくりを支援します。

〔施策・事業〕

3 1 1 「京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進

「京都市市民参加推進計画」に基づき、高齢者をはじめとするあらゆる世代の市民が市政への参加や自主的なまちづくり活動を行うことができる情報提供及び仕組みづくりを進めます。

3 1 2 社会参加促進に向けた啓発・支援

高齢者の社会参加を促進するうえで、高齢者の意識の向上を促したり、参加意欲の高揚につなげていくため、市民すこやかフェアを開催するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ代表団を派遣します。

また、様々な社会活動に参加して、生きがいづくりに役立てていくことを目的として市バス・地下鉄等の敬老乗車証を交付します。

3 1 3 老人クラブ活動の活性化

近年、クラブ数及び加入率が微減傾向にあることから、リーダーの育成や他世代との交流、ボランティア活動の推進等を通じて活動内容の充実と会員拡大に努められており、こうした老人クラブ活動の活性化に対して一層の支援を行います。

3 1 4 身近な地域での活動の場の提供

高齢者が身近な地域で活動できるよう、老人福祉センター、老人クラブハウス、老人いきいきの家等の活動の場を提供します。

また、学校ふれあいサロン、学校コミュニティプラザでは、高齢者の自主的な活動や世代間交流の促進を図ります。

3 1 5 保養の場等の提供

高齢者の保養や健康増進の場として、老人保養センター、洛西ふれあいの里保養研修センター、久多いきいきセンターを運営します。

また、生きがいづくりと健康づくりのため、高齢者が自然に親しめる老人園芸ひろ

ばを運営します。

316 生涯学習の場の提供

生涯学習総合センターや生涯学習総合センター山科で教養講座や趣味の講習など、京都市図書館では約160万冊の蔵書やDVD等の視聴覚資料を揃えるなど、生涯学習の場を提供しています。

また、生涯学習に関する情報提供として、「まなびの到着情報便（希望する分野の学習機会情報）」や「メールマガジンまなびや京都（教育委員会等が実施する催しや取組情報）」を電子メールで発信します。

また、老人福祉センターや生涯学習総合センター等でパソコン教室を開催するなど、高齢者がIT技術を習得できるよう支援します。

317 生涯学習コーディネーター養成講座の充実

地域に根ざした生涯学習活動を一層充実するため、多種多様な学習内容の企画や実施の手助けをする生涯学習コーディネーターを養成し、高齢者の社会活動への参加や世代間交流の促進を図ります。

318 シルバー人材センターへの支援

会員数や契約高の更なる増加や会員の創意工夫を取り入れた事業の拡大に向けた支援を行います。

319 自主的グループの活動支援と情報提供

長寿すこやかセンターで、自主的グループやサークルの設立・運営について助言等を行います。また、自主的グループ活動に関する情報を収集し、広報誌やインターネットを通じて情報提供します。

320 新しい生きがいづくり支援策の調査・研究〔新規〕

いわゆる団塊の世代が高齢期にさしかかることを踏まえ、新しい生きがいづくりの支援策について、調査・研究します。

(2) 生涯現役で社会貢献できる環境づくり

〔現況と課題〕

市民が社会参加活動に初めて参加する時期としては退職後が最も多く、時間的なゆとりができる高齢期になると参加しやすくなります。また、参加することによって、

仲間づくりや生活の充実感が得られたと感じている方が多く見られます。

〔今後の方向性〕

平成26年度には4人に1人が高齢者になる中、世代間の支え合いのほか、生涯現役で社会貢献できる環境づくりを推進していきます。

〔施策・事業〕

321 老人クラブによる友愛訪問への支援

老人クラブが行っている、クラブ会員による安否確認を兼ねた会員訪問や、話し相手となるなどの友愛訪問活動が更に広がっていくよう支援します。

322 高齢者のボランティア活動の推進

ボランティア活動を始めたいと考えている高齢者と、豊富な知識・経験や時間的なゆとりを持つ高齢者の参加を希望するNPOやボランティア団体が結びつくよう、啓発や情報提供等に取り組み、高齢者のボランティア活動を推進します。

323 企業退職者等を活用した産業支援人材事業の充実

高齢者の社会参加との相乗効果を図りベンチャー企業や中小企業の活性化促進のため、シニアベンチャークラブ（ ）の拡充等、企業退職者等を活用した支援人材事業を推進します。

シニアベンチャークラブ：高齢者の人材の有効な活用と高齢者が生きがいをもって社会参加できる社会経済システムの実現を目指して設立され、人的活動支援や自らのベンチャー企業化に向けて取り組んでいます。

324 高齢者の起業化支援体制の整備

高齢者が持つ能力を十分発揮できるよう、他の支援施策との連携を図る中、生活者の視点を重視した生活密着型のビジネスの創設等も視野に入れた取組を充実するなど、高齢者の起業に向けた支援体制を整備します。

325 はつらつ高齢者まちづくり支援事業の創設〔新規〕

高齢者の豊富な知識・経験を活かし、地域の資源をうまく活用しながら仕事おこし等の活動を通じて、高齢者自身の生きがいを高めるとともに、元気な長寿社会づくりに寄与するグループを支援します。